

2008年度 神奈川大学日本常民文化研究所
非文字資料研究センター 第3回公開研究会

震災復興と文化変容

— 関東大震災後の横浜・東京 —

日時 / 2009. **3/14** (土) 10:00 ~ 16:20

場所 / 横浜ランドマークタワー 25階 2501大会議室

主催：神奈川大学 非文字資料研究センター
後援：日本災害復興学会・歴史地震研究会



2008 年度 非文字資料研究センター第 3 回公開研究会

「震災復興と文化変容—関東大震災後の横浜・東京—」

〈式次第〉

■ 開会 10:00

■ 開会挨拶 10:00 ~ 10:10

福田アジオ (非文字資料研究センター長)

■ 基調講演

10:10 ~ 10:50 西村幸夫 (東京大学先端科学技術研究センター教授)
「震災復興の都市計画とその現代的意義」

10:50 ~ 11:30 原 武史 (明治学院大学国際学部教授)
「震災と天皇・皇室」

■ 休憩 11:30 ~ 13:00

■ 報告

13:00 ~ 13:25 真野洋介 (東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授)
「関東大震災後の避難行動と市街地形成」

13:25 ~ 13:50 水沼淑子 (関東学院大学人間環境学部教授)
「横浜市営住宅事業にみる震災復興」

13:50 ~ 14:15 田中 傑 (芝浦工業大学工学部 PD 研究員 / 神奈川大学非文字資料研究センター客員研究員)
「関東大震災後のバラック—再建のプロセスと法規との関係—」

14:15 ~ 14:40 寺寄弘康 (神奈川県立歴史博物館専門学芸員)
「横浜の震災復興博覧会」

14:40 ~ 15:05 北原糸子 (非文字資料研究センター研究員)
「震災前後—町内会の変貌」

■ 休憩 15:05 ~ 15:15

■ パネルディスカッション 15:15 ~ 16:15

コーディネーター 川西崇行 (早稲田大学教育学部講師)

■ 閉会挨拶 16:15

橘川俊忠 (非文字資料研究センター副センター長)

■ 閉会 16:20

「震災復興と文化変容—関東大震災後の横浜・東京—」

目次

■ 挨拶	
福田アジオ	
「ご挨拶」.....	3
北原糸子	
「第3回公開研究会『震災復興と文化変容—関東大震災後の横浜・東京—』を開催するに当たって」.....	4
■ 基調講演	
西村幸夫	
「震災復興の都市計画とその現代的意義」.....	5
原 武史	
「震災と天皇・皇室」.....	7
■ 報告	
川西崇行	
「『内相・帝都復興院総裁』後藤新平」.....	9
真野洋介	
「関東大震災後の避難行動と市街地形成」.....	11
水沼淑子	
「横浜市営住宅事業にみる震災復興」.....	13
田中 傑	
「関東大震災後のバラック—再建のプロセスと法規との関係—」.....	15
寺寄弘康	
「横浜の震災復興博覧会」.....	17
北原糸子	
「震災前後—町内会の変貌」.....	19
■ 付録	
東京都慰霊堂保管・関東大震災関係未公開資料リスト（作成：高野宏康）.....	21

「地震・雷・火事・親父」と俗に言われるように、日本では地震が頻繁に発生し、大きな被害をもたらしてきました。私たちの生きて暮らしているこの短い時間のなかでもすでに多くの経験をしてきました。歴史書をひもとけば、さらに多くの、そして巨大な地震が起こっています。地震の破壊力は巨大であり、人々が営々と営んできた生活の蓄積を一瞬のうちに破壊してしまいます。「震災」という言葉がいつ頃から使われ出したかは承知していませんが、恐らく「関東大震災」と共に登場したものでしょう。震災の規模や様相を知ることが、避けることができない地震による被害を少しでも少なくするためには不可欠なことです。震災についての記録は作成され、それに基づく研究も行われてきました。しかし、地震の翌日から始まる復興は、必ずしも十分に記録されることはありませんでした。復興には政府や行政機関が取り組みますが、それ以上に生活再建は個別に行われます。個々の家族が自力で行うのはもちろん、隣近所、親族など様々な社会関係が互いに協力し、助け合って行われます。ところが、復興というと国家や行政機関が行った施策が記録されることが多く、現場で自分たちの力で生活を再建する動きは必ずしも関心の対象となりませんでした。

この度、私ども非文字資料研究センターの本年度第3回公開研究会として開催します「震災復興と文化変容—関東大震災後の横浜・東京—」は、大変時宜に合った、しかも重要な問題を提起する機会となるものと考えております。関東大震災後の復興過程を様々な角度から検討し、人々の生活の場が再建されるだけでなく、その復興過程で人々の意識や観念も変わり、社会も変化したことまで明らかにしようとするものです。地震の予知や被害阻止は重要な研究課題ですが、同時に震災から立ち直る復興過程についても研究を深めねばなりません。今までに多くの地震があり、その都度様々な形で復興がなされてきました。私たちはその経験から学び、また反省して、今後も避けることのできない地震災害後の復興を考えたおかなければなりません。今回の公開研究会が、その一つの機会になればと思っております。

神奈川大学は、文部科学省が大型施策として実施しました21世紀COEプログラムに採択され、5年間研究を進めてきました「人類文化研究のための非文字資料の体系化」の事業を継承発展させるために、非文字資料研究センターを2008年4月に設立しました。21世紀COEプログラムの研究課題の柱として災害痕跡の調査研究がありました。ここでは、江戸時代の地震災害、そして明治以降の地震災害について、様々な資料からその被害状況を抽出し、データベースを作成いたしました。非文字資料研究センターになってからは、主として近代の地震災害に取り組んでおります。そして、被害の大きさだけでなく、そこからの復興の過程にも注目して、データを集積しております。今回の公開研究会は、その事業の一環として企画されました。

地震対策は緊急を要する課題です。年度末のお忙しい時間を割いてご参加下さいました皆様が、本日の報告と議論から問題を引き出し、またご自身の検討課題を発見されますことを願っております。最後になりましたが、今回の企画に賛同され、報告を快くお引き受け下さいました皆様に心から感謝申し上げます。

この度、公開研究会「震災復興と文化変容—関東大震災後の横浜・東京—」を企画いたしましたのは、非文字資料研究センターの前身組織でありました21世紀COEプログラム2006年度の事業として「歴史災害と都市—京都・東京を中心に—」（立命館大学・神奈川大学21世紀COEプログラムジョイント・ワークショップ）を引き継ぎ、その成果をさらに発展させるべく、関東大震災後の問題に研究を推し進めたいと考えたからであります。

また、私たちの大学がありますここ横浜で開催するにあたり、当地での震災の被害の大きさにもかかわらず、横浜市と市民がともに震災を乗り越えるべく力を尽くした道筋を振り返り、いまなにを学ぶべきかをみなさんと一緒に考える機会を設けたいと考えたからです。

今回は、都市計画、建築史の専門家と社会科学、人文科学の専門家にご登場願って、関東大震災の被害はどのように克服され、人と社会はどのように変化していったのかについて、それぞれの立場からお話をさせていただきます。

このレジメ集をご覧くださいますと、それぞれの専門的立場から実に多彩な話題が盛り込まれていることがわかります。しかし関東大震災をハードな側面に限らず、人や社会の対応を含めて総合的に捉えようとする研究は、今はじまったばかりといえましょう。阪神大震災とその後続く新潟中越地震などを経験した現在、都市災害に限らず神奈川県下に多くの山地災害をもたらした関東大震災からはさらに多くの教訓を引き出すことができるのではないかと思います。

今回のご報告は都市災害とその後の社会の在り方に焦点をあてる内容となりましたが、首都圏を襲う巨大な地震災害も予想される昨今、わたしたちはここからどのような知恵を汲み取ることができるでしょうか。

この研究会にご参加いただいたことがいまの私たちの生活に多少とも意味をもたらすものであることを願ってやみません。

震災と天皇・皇室

原 武史

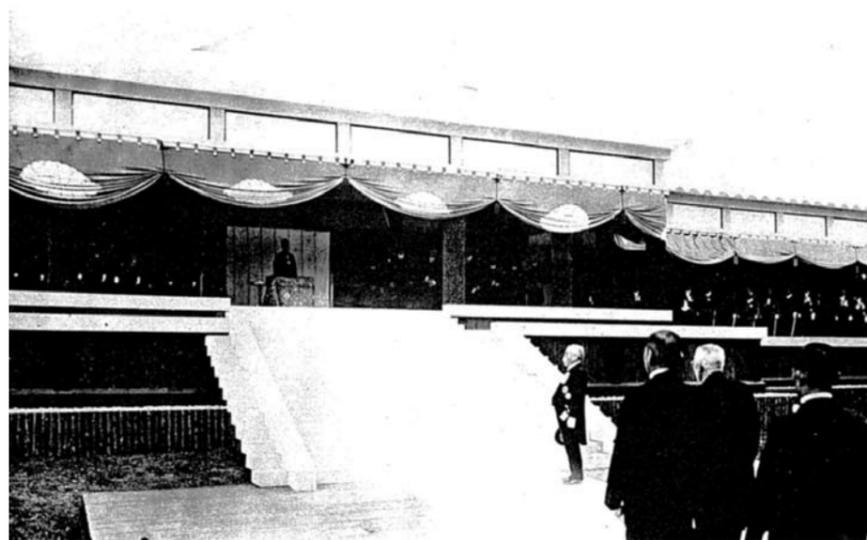
昨年暮れから今年のはじめにかけて、東京の日比谷公園に「年越し派遣村」が開かれたのはまだ記憶に新しい。公園には家を失った人々が集まり、テントが張られ、炊き出しの飯が配られた。だが、同じような光景が、いまから86年前の関東大震災に際して、日比谷公園の隣にある皇居前広場、当時の言葉でいえば宮城前広場より大々的に見られたことは、もう完全に忘れ去られている。

1923(大正12)年9月1日。震災が起こったその日、大正天皇は東京の宮城でなく、日光田母沢御用邸にいた。21年11月25日に裕仁皇太子が摂政になったのと引き換えに、天皇は完全に引退し、御用邸を転々としながら静養に専念していた。東京にいたのは、赤坂離宮を東宮御所として使っていた皇太子であり、宮城には「主」がいなかった。皇太子は23年9月2日、帝室御料地だった上野公園や浜離宮、新宿御苑とともに、宮城前広場を罹災民に開放した。

しかしその実態は、皇太子が主体的に決断したというよりは、むしろ9月1日の時点で罹災民が広場にあふれたため、事後的に承認したというほうが正しかった。当時、小学4年生だった三木鶏郎も、家族とともに1日に広場に避難した一人であった。このとき、三木の父親は、「ここならお濠を隔てているから火の心配はないし、宮城がすぐ目の前だからいざとなったら逃げ込めばいい」と言ったという。おそらく、宮城に天皇がいなくてもわかっていたのだろう。この言葉からは、宮城前広場はもちろん、宮城をもおそれ多い場所と見なす意識は感じられない。

宮城前広場には、上野公園の50万人に次ぐ、30万人の罹災民が集まり、「天幕村」と呼ばれる村までできた。ところが、それがかえって、皇室に対するおそれ多さを呼び覚ます。加えて23年12月27日には、無政府主義を信奉していた難波大助が皇太子を狙撃する「虎ノ門事件」が起こる。「此の上宮城前を騒がすやうな事があつては村民一同恐懼に堪へぬ処である」(『読売新聞』同年12月29日)という感覚が村民のなかから生まれ、彼らは自主的にテントをたたみ、広場を去ってゆく。24年1月8日には、「天幕村」の撤去式も行われる。

裕仁皇太子が結婚したのは、この直後であった。宮城前広場は、東京市が率先して皇太子の結婚を祝う儀式の場となり、「聖なる空間」が確立する。一方、上野公園では24年になっても罹災民がバラック生活を送っていた。同年、上野公園は東京市に下賜されて上野恩賜公園となるが、その背景には、震災前には見られなかった「聖」と「俗」の峻別があったと思われる。つまり、宮城前広場から罹災民を排除することで、広場を天皇



制にとっての最大の政治空間へと変容させる代わりに、上野公園では罹災民を排除せず、皇室の「仁慈」を通して自由に使えるようにしたのである。

震災に伴うこうした都市空間の変化に、裕仁自身がどの程度関わりをもっていたのかは、もちろんわからない。だが、裕仁は皇太子時代から、都市計画に関心を持ち、東京市長の後藤新平や大阪市長の関一を宮中に呼び、講義をさせていた。裕仁の後藤に対する評価は高く、挫折した震災復興計画に対しても、1983年の記者会見で「この復興に当たって後藤新平が非常に膨大な復興計画をたてたが、いろいろの事情でそれが実行されなかったことは非常に残念に思っています」と述べている。1924年以降、とりわけ26年12月の昭和改元以降、宮城前広場で裕仁が現れる儀礼が増えてゆくのは、東京の都市計画が挫折したことの代償のように見えなくもない。また25年から32年にかけて、裕仁が大阪を3度訪れたのも、震災がなく、関一のもとで順調に進む大阪の都市計画を実地に見学したいという思いがあったように見える。

1930(昭和5)年3月24日に復興帝都巡幸が行われたのに続いて、26日には宮城前広場で帝都復興完成式典が開かれた。このときすでに、宮城には昭和天皇という「主」がいた。天皇は広場に造営された仮宮殿で、勅語を読み上げた。広場は綺麗に掃き清められ、震災当時の面影はどこにもなかった。「帝都」の復興を、生まれ変わった宮城前広場で祝うこと自体に、政治的メッセージが込められていた。

太平洋戦争末期の度重なる空襲で、東京市民の多くが家を失っても、関東大震災のときのように、宮城前広場に避難する市民はいなかった。いかに戦況が悪化しようとも、1945年8月15日まで、広場は「聖なる空間」を保ち続けた。確かに占領期にはメーデーなどの集会がしばしば開かれる一方、「愛の空間」(井上章一)となったり、野球の試合が行われたりしたこともあったが、52年に独立を回復すると、皇居前広場はしだいに元の「聖なる空間」へと戻っていった。

もう一度、冒頭的话题に戻ろう。昨年末、「年越し派遣村」を皇居前広場で開くという発想は、微塵もなかったに違いない。1986年に書かれた『建築探偵の冒険・東京篇』で、藤森照信はこの広場には「打ち消しのマイナスガスが立ち込めている」と喝破した。しかし歴史をたどっていけば、この「マイナスガス」の源は23年9月の関東大震災にあったのである。



0 序

言わずもがな、今回のテーマの1923年の関東大震災では、東京・横浜の惨憺たる被害から、軍の一部をはじめ「遷都」を唱える声もあったが、それらを、山本権兵衛内閣組閣直後の9月6日「帝都復興ノ議」によって強く牽制して、東京の「近代化」を企図した人物こそ、後藤内相である。

その内容の9月12日の詔書の内容と軌を一にするもので「(略)其ノ惨害言フニ忍ビサルモノアリト雖モ、理想的帝都建設ノ為真ニ絶好ノ機会ナリ (略)躊躇逡巡此ノ好機ヲ逸セシムカ (後略)」と始まり、「臨時帝都復興調査会」「帝都復興ノ計画及執行ノ事務ヲ掌ラシムル為メ新タニ独立ノ一機関ヲ設クルコト」「帝都復興計画調査会」の三機関の設置、「帝都復興ニ関スル経費ハ原則トシテ国費ヲ以テ支弁スルコト」(復興費の国負担の原則)、「罹災地域ノ土地ハ公債ヲ発行シテ此ノ際之ヲ買取シ、以テ土地ノ整理ヲ実行シタル上必要ニ応シテ更ラニ適當公平ニ其ノ売却又ハ貸付ヲ為スコト」(所謂、焦土全部買上案)という大胆なものであった。

この「帝都復興ノ議」は内閣の方針となり、新たに設けられた「臨時帝都復興調査会」は、総理大臣を長として枢密院・閣外・財界からも有力な委員を集めた最高機関「帝都復興審議会」として、政権基盤の弱い山本内閣をバックアップする挙国一致の象徴となることを期待され、また「独立ノ一機関」「帝都復興計画調査会」は、おのおの内閣直属の「帝都復興院」とその評議機関「帝都復興評議会」として具体化する。

9月12日には「(略)東京ハ帝国ノ首都ニシテ政治経済ノ軸トナリ国民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ旧形ヲ留メスト雖依然トシテ我国都タル地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ独リ旧態ヲ回復スルニ止マラス進シテ将来ノ発展ヲ図リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス」という旨の大詔が渙発され、遷都論は完全に沙汰止みとなる。そして27日には横断的な調整と、国・市の連絡のため「帝都復興院」なる臨時官庁が永田町の旧村井邸に置かれ、総裁は後藤内相が兼務した。

1 「帝都復興院」というところ — 後藤という人

復興計画の具体については他稿にもあるので、ここでは「後藤閥の巣窟」とも囁かれた「帝都復興院」という短命な臨時官庁についてのべたい。副総裁の松木幹一郎が、復興院内の「てんやわんや」の混乱の実態を(これでいいのかと)後藤に問うたところ、毅然として「不統一の中に統一あり」(松木の発言:東京市政調査会編(1930)「帝都復興秘録」以下、本稿では貴重なドキュメントとして度々引用する)と言い放ち、部下に鷹揚に仕事を任せ、調整の衝にあたったという。

また、ブレーンの帝大教授・佐野利器が後藤に招かれ、「建築局長を勤めろということでした。何をしますか」と言ったところが、後藤は、「復旧などではなくて是からは復興だ。此際何をするかということはソッチで考えろ、俺にわかるか」、斯ういうお話であった(笑)(略)「仕事はそっちで考えろ、何んでも思い切ってやって見ろ」(前掲「帝都復興秘録」)との有名な逸話がある。

こういう話を読むにつけ、「復興院」は、後藤の「本陣」であったことがひしひしと伝わってくる。ただし、一部の評では「復興院の組織其のものが後藤閥の収容所であるとか、或は参与、評議員を列べて大名行列風な大風呂敷であるとか、行政整理を要する際に其の職員が多すぎるとか、復興院は何時迄何をして居るのかと云う様な種々なる非難が既に出てきた」(当時の政党雑誌)という評もありこれも一面事実であった。

また議会などでも、外国の大火とその復興事例を唐突に口にして「後藤さんだけ理解して居って、それが誰にも分からぬという訳」(蔵相・井上準之助の発言:前掲「帝都復興秘録」)という状況であったともいう。

2 「帝都復興」の曲折

結果から言えば、「帝都復興の議」で唱えられた、「焼土全部買上案」は財政難から頓挫し、早晚、区画整理による（インフラ整備の）用地捻出が企図される。また帝都復興院の事業には、各省庁の復旧費は含まれなかった。さらに、弱体・山本内閣の後ろ盾となることが期待された「帝都復興審議会」の審議で散々な目に遭う。以降、有名な伊東巳代治の「正論」（自治体に任せよ、外債に依存すべきでない等）や、江木千之の「京浜運河削除意見」「一割減歩違憲論」なども吹き出し、この帝都復興審議会での議論が、さらに政争の具として第47 帝国議会で蒸し返され、衆議院では一さらに帝都復興院の事務費（＝官員の俸給がなければ役所は成立しない）が削除され、さすがに貴族院が、衆議院で決議に対して、帝都復興事業は「国家百年の長計」であるとして補正要求した一幕もあった。

後藤の周辺ではこれらに抗うべきとの声も多く上がったが、後藤は復興の遅滞をおそれ「議会を解散して民意に問うの途なしとせざるも（略）帝都の復興は事百年の大計に属し些の遺漏無きを期すと雖も窮迫せる市民の現在に鑑み忍び難きを忍びて姑らく議会の修正に同意をし他日を期して完きを期せんとす」と述べるに止まり、以降限られた予算のなかで、腹心とともに復興事業と格闘することになる。

しかし、さらに悲運であったのは、虎の門事件という奇禍によって山本内閣自体が瓦解し、後藤も内相の任を離れ、以降、復興計画の表舞台から去らねばならなかったことである。

3 帝都復興事業

前述の通り、この計画自体には他に先行研究が多数存在するので此処では詳細を省くが、大正 13（1924）年から昭和 5（1930）年の 7 箇年間（当初より延長）に、3600 平米の区画整理、52 路線 114 キロの幹線街路、国施行の 3 公園、市施行の 52 小公園、117 の復興小学校、復興六大橋含め 425 の橋梁、建築の不燃化・共同化事業、中央卸売市場や公営食堂その他各種の社会事業—また直営ではないが、腹心・池田らを通して実現した財団法人同潤会による近代的な住宅供給（アパートメントという居住形態の本格化）などがなされた。

4 顛末

この帝都復興事業によって、東京・横浜両都市の近代化・整備は飛躍的に進み、結局のところ、現在まで都市の骨格・基盤として機能しているが、国の復興予算削減の煽りによって東京市の負担が増大し、以降の市財政の硬直化を招く。国全体としても復興の負担は重く、いわゆる「震災手形問題」や復興資材等の輸入超過問題など深刻な経済問題を内包することにもなった。

また、この帝都復興事業の埒外とされた、被災地・神奈川県下の鎌倉・小田原、千葉県下の内房地域の諸町村はその再建に呻吟することになる。これは忘れてはならない。

余談ではあるが、当時（奇人としても有名であった）陸軍長老の長岡外史の主張した都市の「危機管理—機能分散論」、「飛行場計画」や、「太田君（太田円三・木下杢太郎の兄弟）は、道路であれ橋梁であれ総てのものを造るに際して、「単に土木の技術的の見地からだけではなく、都市美術という方面に着眼されて、そうして総ての芸術家或は建築家、或は公園の方の人、或は造園の技師、総ての方面の意見を徴してやられました」（秘録から）と主張したという。

都市美・景観まちづくりをめぐる問題は今日もなお色褪せない問題でもあり、帝都復興の時期でなされた、都市文化をめぐる議論のレベルの高さ、都市の自治という普遍的問題の、ほんの断片ながら、一端を垣間見る思いがする。

関東大震災後の避難行動と市街地形成

真野 洋介

関東大震災は、震災以前から問題になっていた既成市街地の住環境悪化に加えて、多くの避難民の発生とその避難所の確保という新たな問題を引き起こした。また、復興事業の計画・実施に際して、小学校跡地や公園等に建設された応急仮設住宅（公的バラック）・関連施設の撤収と、避難民の代替住宅の確保がされない限り、事業が進まないという状況をもたらした。さらに、震災後の東京市内外の被災者の移動は、郊外の市街化を促進する大きな引き金になった。本報告では、以上の背景のもとで、震災直後の避難所や仮設住宅等応急的な環境整備のプロセスと、避難民の移動によってもたらされた市街地構造の変化の2つの観点から、復興の前提となる諸条件を整理する。また、東京、横浜の地域性の比較検討を行う。

1 震災後の避難行動と居住形態

(1) 被災状況と直後の避難行動

横浜市の被災は、9割以上が家屋に被害を受け、6割が全焼、2割が全半壊という状況であった。被害世帯の割合は、東京市内で被害が大きかった下町エリア（神田、日本橋、京橋区）や隅田川両岸エリア（浅草、本所、深川区）と同程度であったが、焼失割合がやや低く、全半壊の割合がやや高いという特徴を持っていた。11月15日の時点の横浜市の人口は、震災前の7割であった。このうち98%は、震災当日の横浜市内在住者であった。隣接地域への避難で最大人数の地域は、東京府荏原郡（現在の品川・大田・目黒・世田ヶ谷区エリア）で、9月20日の時点で2万4千人が避難した。そのうち品川町に6千7百人、大井町に4千4百人が避難しており（注1）、鉄道の復旧との関係が想起される。11月15日の時点では8千人が避難生活を送っていた（注3）。一方、東京では区部から隣接5郡に30万人が避難した。うち、民家での同居世帯数の比は東京市：隣接5郡で1：3であった。

(2) 応急施設の整備

横浜では公的バラックは「公設避難者収容所」という名称で呼ばれていた。また、大規模寺社地や学校跡地を中心に建設された東京市に比べ、横浜の公的バラックは、小規模分散型という特徴を持っていた。10月20日時点では、94箇所、284棟、20,186人が避難生活を送っていた（注1）。

(3) 避難生活者の増加・減少曲線

鉄道の復旧状況や都心との隣接状況などにより、震災直後の数日に避難民がピークを迎えた町と、10日後にピークを迎えた町、避難者数の減衰が鈍い町など、時間的なずれが見られた。これらのずれがその後の市街地形成に影響を与えた。

(4) 震災義捐金による小住宅の建設

内務省臨時震災救護事務局では、震災一ヶ月後に、バラック居住者を中心にした罹災者のための小住宅5,000戸の建設計画を発表した。これらの建設資金には、震災義捐金が充てられた。この小住宅は、一戸6坪を最高限度とした住宅で、建設戸数5,000戸の内訳は東京市2,000戸、東京府下1,500戸、横浜市1,000戸、神奈川県下500戸というものであった（注2）。

2 避難民が作り出した新たな街とその風景

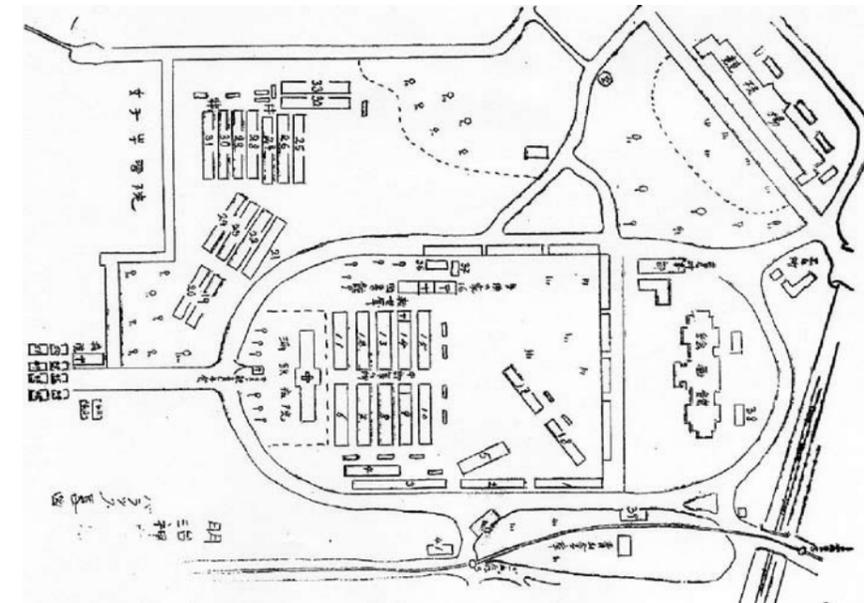
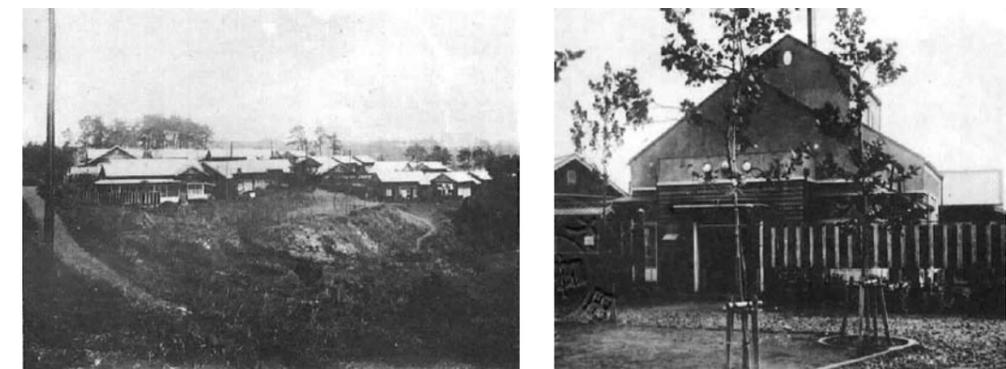


図1 東京市による大規模な応急仮設住宅（明治神宮バラック）の配置図
（出典：東京市役所調査課、「非常災害情報 バラックに関する調査」、1923年）



（島七町安子）住宅営市

（日豆町岸根）場俗住宅営市

写真1 横浜市仮住宅（左）と公設浴場（右）（出典：横浜市役所、「横浜市要覧」、1927年6月）

注1) 内務省社会局、「大正震災志 内篇」、1926年2月

注2) 臨時震災救護事務局、「震災被害並救護施設の概況」、1924年3月

注3) 内務省社会局、「震災調査報告」、1924年6月

横浜市営住宅事業にみる震災復興

水沼 淑子

1. 関東大震災前の市営住宅事業

- 横浜市は大正8年から市営住宅の建設を開始
- 大正10年竣工の中村町共同住宅館は日本における最初期の耐震耐火構造公営集合住宅
- 横浜市の市営住宅事業について横浜市技師山田七五郎『建築雑誌』大正11年4月号に報告

表-1 関東大震災前の市営住宅事業とその被災・復旧状況

種別及び名称	創建年	災前戸数	罹災戸数					修理仮補給後		復旧後T14.2
			全焼	全壊	半焼	半壊	破損	T13.10	T14.2	
普通住宅	久保山住宅	T9.2	74	53		6	15	21	76	
	斎藤分住宅	T10.9	188					188	188	
	中村町住宅	T10.10	156	73		48	35	94	138	
	柏葉住宅	T11.3	51	51				43	66	
	西戸部住宅	T12.3	101				101	101	101	
共同住宅	中村町第一共同住宅館	T10.5	34					35	35	
	中村町第二共同住宅館	T11.8	42	42				24	24	
	柏葉共同住宅館	T11.9	55	55					36	
	翁町共同住宅館	T12.6	88	88						
合計		789	88	274		54	151	506	664	

2. 関東大震災後の市営住宅事業

- 震災後の市営住宅事業「普通住宅」・「外人住宅」・「住宅組合」・「共同住宅館」・「小住宅」・「仮住宅」・「収容所」・「労働者合宿所」
- この他に同潤会による住宅供給

表-2 関東大震災後の普通住宅事業（震災後に新規に建設されたもの）

名称	竣工年	敷地面積坪	延べ床面積坪	容積率	住宅戸数	戸数密度	共用施設
青木台住宅	T13.2	161.00			5		
七島住宅	T14.9	4406.86	485.00	11.00	31	21.3	
豆口住宅	T14.10	6306.94	1561.88	24.80	96	46.1	公設浴場・店舗
井土ヶ谷住宅	T14.10	10535.20	2463.50	23.40	149	42.9	店舗
本牧住宅	T14.10	180.00			2		
北方泉住宅	T14.10	555.00			5		
三ツ沢住宅	T14.11	2045.69	553.38	27.05	34	50.3	公設浴場
神ノ木住宅	T14.11	280.05			2		
池ノ坂住宅	T14.11	285.00			2		
子安住宅	T14.12	76.70			4		
同潤会新山下住宅		6694.00	2542.00	37.97	280	126.7	児童遊園・食堂・娯楽室
同潤会滝頭住宅		3741.00	1512.50	40.43	184	149.0	
同潤会大岡住宅		5192.76	1148.50	22.11	124	72.3	児童遊園・テニスコート・娯楽室



図-1 中村町住宅（震災後創建時）
（横浜市社会課『社会事業概要』大正14年より）



図-2 三ツ沢住宅（創建時）
（横浜市社会課『御大典記念写真帖』昭和3年より）



図-3 三ツ沢住宅配置図

表-3 小住宅名称及び所在地

名称	所在地	棟数	戸数
会下小住宅	蒔田町会下	大	21
		小	10
八反目小住宅	蒔田町八反目	大	3
		小	5
雑色小住宅	蒔田町雑色	小	8
		大	4
榎木小住宅	蒔田町榎木	大	4
		小	1
大松久保小住宅	西戸部町大松久保	大	1
		小	4
斉藤分小住宅甲号地	神奈川町斉藤分	大	8
		大	8
斉藤分小住宅乙号地	神奈川町斉藤分	大	6
		大	3
斉藤分小住宅丙号地	神奈川町斉藤分	大	6
		小	1
岡野町小住宅甲号地	岡野町	大	6
		小	2
岡野町小住宅乙号地	岡野町	大	10
		大	5
根岸町小住宅	根岸町	大	5
		小	8
北方町小住宅	北方町天沼	大	3
		大	24
大岡町小住宅	大岡町字七枚畠	大	24
		小	9
久保町小住宅	久保町宮ノ下	大	9
		大	114
合計		大	700
		小	48

備考	
1戸当建坪	大:6.5坪 小:3.75坪
家賃	大:10円 小:5円
1戸の畳数	大:2+3+4.5畳 小:4.5畳



図-4 稲荷下住宅（収容所）（平成19年）

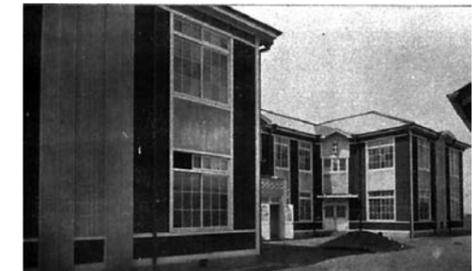


図-5 再築後の柏葉共同住宅館（創建時）
（横浜市社会課『社会事業概要』大正14年より）

3. 市営住宅としての「外人住宅」

- 震災後外国人誘致政策として市営外国人住宅を建設 特色ある市営住宅事業
- 建設地は山手、戦時中に市職員住宅となりその後払い下げ 3棟のみ現存 内1棟は横浜市認定歴史的建造物として復元修理

表-4 「外人住宅」の概要

竣工年月	建設地	種別**	構造	戸数	規模(坪)** (1戸当り)	建設費(円)** (1戸当り)	坪当たり** 単価(円)	備考
T14.12**	根岸町加層ノ上2541. 根岸町鷺山3742	—	木造スレト葺平屋建	1	30.000	28,411.000	189.4	各戸物置 2坪付
		—	木造スレト葺平屋建	4	120.680 (30.170)	(物置10坪分 含む)		
T15.2**	寺久保1201**	特号**		1**	40.0**	5,000.000**	125.000	
T15.7**	山手町90番 89番	A	木造スレト葺平屋建	3	96.357 (32.119)	14,375.000 (4,791.67)	149.185	各戸物置
		C	木造スレト葺平屋建	1	30.500	4,591.000	150.525	2坪付
T15.9**	山手町90番 89番	D**	木造人造スレト葺平屋建	3	108.250 (36.083)	17,235.000 (5,745.000)	159.215	各戸物置 2坪付
		E						
T15.10**	山手町247番** 248番	F	木造人造スレト葺平屋建	1	36.250	6,435.000	177.517	各戸物置
		G	木造人造スレト葺平屋建	1	34.625	6,141.000	177.357	2坪付
S2.7**	山手町246番**	—	木造瓦葺平屋建	2	67.660 (33.83)	12,800.000 (6,400.00)	189.181	物置付
S.3.8**	山手町104番 249番	A	木造瓦葺平屋建	1	44.330	9,600.000	216.558	
		B	//	1	34.120	7,390.000	216.589	
		A	//	1	44.600	9,660.000	216.592	
		C	//	1	33.820	7,325.000	216.588	
		B	//	1	34.120	7,390.000	216.589	
S.4.4**	山手町124番 125番	A	木造六甲スレト葺平屋建	3	134.640** (44.88)	22,687.410 (7,562.47)**	168.504	附属家 渡廊下付
		B	木造六甲スレト葺平屋建	3	102.36** (34.12)	16,260.000 (5,420.00)**	158.851	附属家付
		C	木造六甲スレト葺平屋建	1	33.82**	5,313.330**	157.160	附属家 渡廊下付

関東大震災後のバラック

— 再建のプロセスと法規との関係 —

田中 傑

1 「バラック」の考え方

今日のわれわれの語感では、バラックとは簡易かつ安価に建てられた建築物である。関東大震災後のバラックは『東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域内ニ於ケル仮設建築物ニ関スル件』（1923年勅令第414号）が罹災地に期間限定の建築物を建てる際に市街地建築物法（1919年法律第37号、以下、物法）の大部分の条文の適用を猶予したことで成立した。この猶予は1) 災害後に平時の物法を適用することが不適当なため、2) 大量の家屋再建する際に新築建築物の適法性を逐一判断することが不可能であったため、3) 適法で堅牢な建築物を新築させることが将来予定される区画整理の実施に不都合を及ぼす可能性があったために実施された¹⁾。要するに、簡易かつ安価に建築できるバラックが罹災者側にも行政側にも好都合であったのである。にも関わらず、当時のバラックには「ピンからキリ」²⁾まで、すなわち簡易かつ安価なものから、手間や費用がかけられたものまでが存在したとされる。以下、その理由を再建プロセスや法規との関係から説明して



図1 宮城前広場の罹災者



図2 日比谷公園における公設バラックの建設



図3 日比谷公園の公設バラックにおける日常生活風景



図4 神田駅付近における（私設）バラック

いきたい。

2 市街地再建のプロセスにおける位置づけ

バラックは特認を受けた非合法建築物で、元来は暫定的（主として区画整理の実施まで）に利用し、将来的に合法的な建築物へ更新されるべきものとされていた。

国は震災後、各種社会基盤の整備を計画したが、その計画実施を睨みながら罹災者は生活安定を模索した。彼らは宮城前などの大規模な空地に避難し、そこに仮小屋を構えたり（図1）、公設バラックに收容されたりしたが（図2、3）、やがて（私設）バラック（図4、5）を建設して焼け跡へと戻っていった。（私設）バラックには罹災者が自らの所有地や借地上に建設したもののほか、罹災借家人が土地所有者あるいは借地人の承諾を受けて建設したものや、不法占拠者が建設したものまで含まれていた。罹災者たちはこれらバラックを徐々に改良（改築）し、住み心地を向上させた。これが「ピンからキリ」の理由のひとつである。罹災直後の混乱が一応落ち着いたあと、今度は区画整理が実施された。これは各種社会基盤の整備用地を確保したあと、従前の所有権や借地権に応じて換地とよばれる土地を交付した事業で、バラックおよび附属する動産がその換地へと移転された。バラックは部分的に除却された上で曳家（図7）や移築などの手法により移転されたが、その工事中の暫定住居として内務省および東京市は供用開始前の公園や道路などに臨時収容家屋（図8）を用意した。ひとつひとつの多くはバラックの移転が完了した後、それらを建て替えた（図6）。

3 建築・都市計画関連法規との関係

そもそも、バラックは物法の適用が猶予された一方、木造で2階

建て以下、建築面積50坪以下あるいは建築費120円/坪以下という制限を受けていた³⁾。その狙いは区画整理時の撤去を容易にし、その際、その資産価値に応じて支払う補償額を抑制することにあった。

また、バラックの建築着手や撤去の期限は区画整理地区の内外、防火地区の内外、バラックの用途の如何によって異なっていた（図9）。

ここに「ピンからキリ」のもうひとつの理由がある。すなわち、区画整理地区内では換地処分告示までバラックの建築着手が認められていたため、換地の上に物法では許容されない建築物、例えば斜線制限が適用されれば総2階建てが建たない敷地での総2階建てや、外壁や構造部材などを耐火構造とする義務があった防火地区における木造建築物など、非合法建築物を再び新築することができたのである。建物所有者にとっては、換地前であればコストをかけたバラックの建設は損になるが、換地後であれば（除却期限があったとはいえ）、補償額を気にせず立派なバラックを建て、出来るだけ長く利用することが得策となろう。図6は防火地区に指定されていた現、靖国通り沿いの街並で、表通りから奥行き10.8m以内の敷地では新築時に外壁や構造部材を耐火構造とすべきであったが、写真にみえる建物はいずれも木造で建てられており、意匠を凝らし、耐久性や居住性を備えた建築物とはいえ、法律上はバラックであったという奇妙な現象を示している。

4 まとめ

以上、罹災者が簡易かつ安価に建てられた「バラック」を少しずつ改良しながら区画整理の実施を迎え、区画整理の実施後においては平時の法律下では認められない建築物を建てる方便として「バラック」を建設していた様子を見てきた。その過程で期間限定という当初の前提は形骸化し、その前提ゆえに許された非合法行為こそが目的と化し、常態化していった。

われわれは当時の「バラック」という言葉を解釈する際に、こうした多面性を強く意識しておく必要がある。

1: 小倉庫次（1930）、復興正史、宝文館、pp.17-18。
2: 小倉庫次（1926）、仮設建築物撤去延期問題、都市問題第3巻第6号、1926年12月、（財）東京市政調査会、p.23。
3: 1925年1月17日付、『本建築以外ノ工作物築造願処理方針』、復興事務局（1931）、帝都復興事業誌、土地区画整理篇、pp.295-299。



図5 区画整理前の神田区小川町交差点附近



図6 区画整理実施後の神田区小川町交差点附近

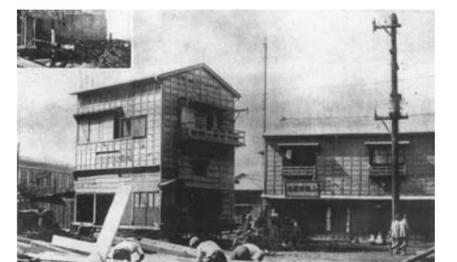
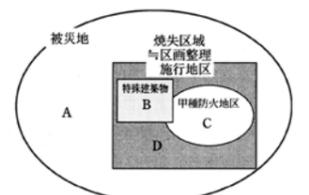


図7 区画整理時の曳家作業風景



図8 供用開始前の幹線道路に建つ臨時収容家屋



	建築着手期限	除却期限
A群	1924年8月末日	1933年8月末日
B群	換地処分（認可の告示）日まで	1936年8月末日
C群		1947年2月末日
D群		1933年8月末日

図9 バラックの建築着手と撤去の期限の類型

*図5と図6はほぼ同じ場所を撮影

横浜の震災復興博覧会

寺寄 弘康

1 はじめに

横浜では過去に3度の大規模博覧会が開催された。1935年復興記念横浜大博覧会、1949年日本貿易博覧会、1989年YES '89 (YOKOHAMA EXOTIC SHOWCASE '89)である。いずれも産業貿易や市勢の振興をはかることを目的に、前二者は震災と戦災からの復興を期して、後者は横浜市政100年と開港130年を記念して開催された。

復興記念横浜大博覧会(以下「復興博覧会」)は、1935年3月26日から5月24日まで60日間、横浜市中区の山下公園及びその周辺を会場に開催し、総入場者は約323万人を数え、決算でも8万円余の黒字となった博覧会である。これにより横浜市が都市インフラの震災復興から貿易などの経済復興へと進むきっかけとなった大事業であった。

復興博覧会は、製品や物産の見本市であると同時に、イベント性の強い「展覧会」でもあった。本報告では、復興博覧会を対象として、横浜の震災復興を文化の視点からどのようにとらえることができるか述べていく。

2 震災記念日と復興記念日

横浜には震災記念日と復興記念日の二つの記念日がある。震災記念日は9月1日で、毎年、震災を回顧するとともに犠牲者を追悼し、被災体験を思い返す日である。復興記念日は、復興博覧会に先立つ6年前の1929年4月23日、天皇が横浜に行幸し市内各所で復興状況を視察したことを記念して設けられた。翌24日には市民8000人が参集した横浜市復興祝賀式が開催されており、本来的には後者を復興記念日とする方が穏当であるが、1930年4月開催の市会は一致して23日を記念日に決定した。二つの震災の記念日が、その後当局により市民生活の統制へと利用されていく。震災の生々しい記憶装置として、震災の翌年9月1日、バラックながら横浜市に震災記念館が設置され、ついで1928年8月1日には新装の震災記念館が開館し、震災の体験と教訓を市民に伝えた。

3 復興記念横浜大博覧会

復興博覧会は当初「復興記念横浜産業博覧会」の名称であったように、物産品や産業関係の資料を展示し、貿易の振興と産業の発達をはかることが目的で、同時期に他府県で開催された産業博覧会と差はないが、入場者数で他を圧倒している。

本館は府県などの出品団体による物産陳列館で、附設館はテーマ館、特設館は地域館といえる。復興館にはパノラマ

方式の展示がなされ、震災の記念品も陳列された。開港歴史館では吉田橋関門の復元をはじめ横浜浮世絵、横浜発祥の文物を展示し、開港場横浜の歴史を紹介。海陸軍の国防館など時局を反映したパビリオンも登場している。このような展示館の多様さが魅力であったことは間違いなからうが、さらに復興博覧会に多くの入場者を招いたのは、日替わりのイベントやアトラクションの存在であった。演芸館では日舞、舞踏、声楽、ジャズ演奏、ダンス、演奏会などが繰り広げられ、観客を大いに楽しませた。アメリカから招聘したミニサーカスや鯨の水族館、子供遊園などもまた大いに人気を博した。その他カメラデーなど特別日を設け、4月23日の復興記念日に2000名の提灯行列が会場を飛び出し市中を行進。伊勢山皇大神宮で経済復興を祈願した。

4 復興博覧会の側面

復興博覧会開催中の4月10日から6月7日まで、箱根湯本にて「箱根観光博覧会」が開催された。主催は箱根振興会で、もともとは復興博覧会の第二会場を箱根に誘致していた神奈川県観光連合会が支援して実現した。現在も続く箱根大名行列のイベントはこのときに生まれ、復興博覧会へも出張出演し、大いに盛り上げた。県内の観光関係団体を結集して1931年に発足した神奈川県観光連合会は、内外観光客を誘致するためポスター、チラシの製作をはじめ観光案内標識の建設、各種サービスの改善などの事業をおこなっていたが、復興博覧会に際しては案内所の設営や宣伝活動などの支援活動をおこなっている。観光資源としての博覧会である。

復興博覧会は「大衆の感懐に慇懃するには、眼による絵画の宣伝と、耳による歌謡の宣伝との二者を逸してはならない」として、感覚に訴える宣伝物を作製した。ポスターや標語、テーマソングなど懸賞公募し、入選ポスターは各地に掲示され、「復興博の歌」はラジオで放送されたりレコード化して販売されている。また、飛行機による宣伝ビラの大量撒布などもおこなわれた。他にも新聞広告、吉田初三郎の鳥瞰図や絵葉書などもあり、さまざまなメディア媒体を用いた宣伝文化の博覧会でもあった。

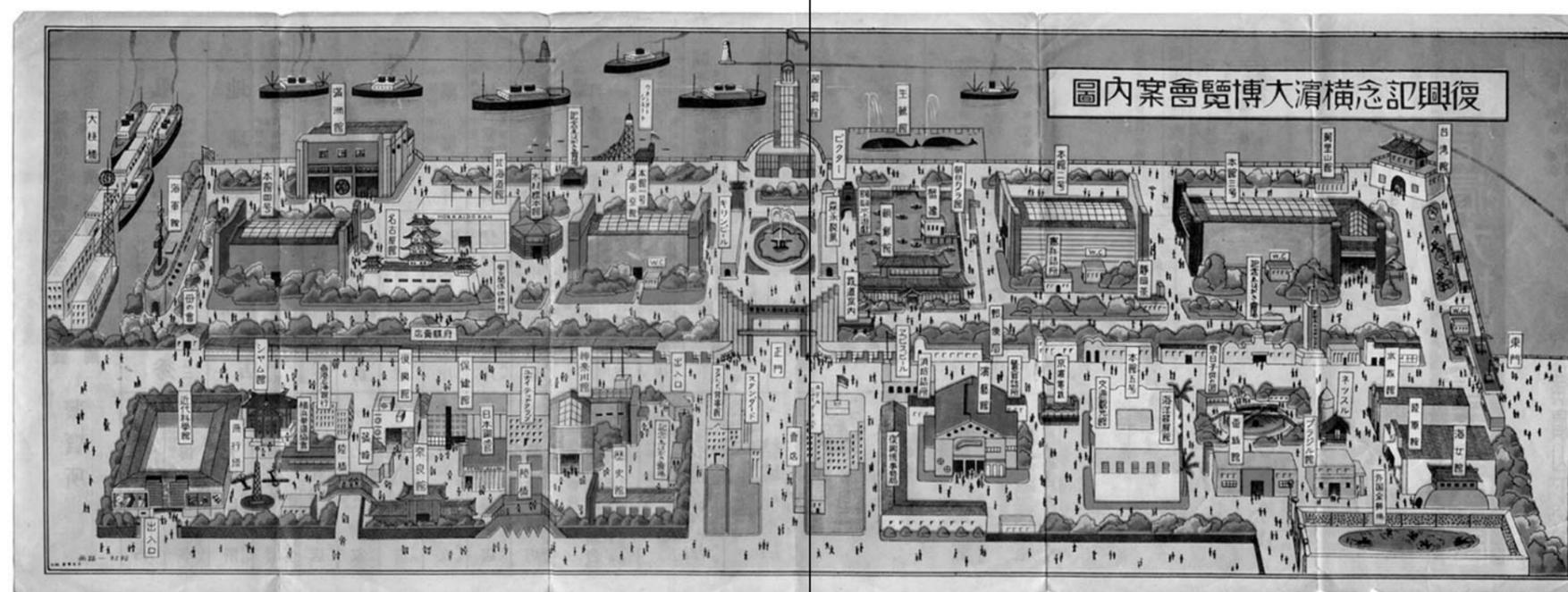
5 おわりに

復興博覧会は最終決算で8万円余の剰余金を生んだ。その処分方法について横浜市は、復興博覧会の「開港歴史館」が好評であったことから、恒久的な施設を記念事業として震災記念館の隣に建設する構想を示したが、市長の交代により「夢の歴史館より現実の貿易振興」だとして構想は流産してしまう。しかし、1942年には時局の要請に応じるとして、震災記念館が市民博物館へと改組する際に、開港歴史館構想の一部が反映されている。戦後横浜市が開港資料館を建設したのが1981年、関東大震災以降の横浜を扱う横浜都市発展記念館の開館は2003年のことである。

主要参考文献
『復興記念横浜大博覧会誌』、『都市横浜の半世紀』
高村直助、『横浜に震災記念館があった』 横浜郷土史研究会、『博覧会強記』 宮下勲

復興博覧会の展示館

本館	附設館	特設館
一号本館	近代科学館	神奈川館
二号本館	復興館	シャム館
三号本館	保健館	奈良館
四号本館	開港歴史館	名古屋館
五号本館	海軍国防館	北海道館
	陸軍国防館	満州館
	蚕糸館	朝鮮館
	海洋発展館	台湾館
	交通観光館	ブラジル館
	水族館	



復興記念横浜大博覧会案内図(個人蔵)

震災前後一町内会の変貌

北原 糸子

1 はじめに

非文字資料センターの前身組織、21世紀COEプログラム以来、関東大震災の資料調査をして行って足掛け3年目となった。調査を行うごとに震災関係資料の膨大さには驚かされるばかりだが、特に震災前後に公私の組織が行った社会調査の報告書の類の量の多さのみならず、表やグラフを使ってその調査結果をわかりやすく知らせようとする姿勢にはこの時代ならではの新しい気運を感じさせるものが多い。こうした社会調査の一般化傾向は、震災を蒙った人々や社会集団、組織もその格好の対象となった模様であり、その一部はレジメ末尾に掲載した東京都慰霊堂（震災記念堂）保管の震災関係資料リストにも現れている。ここでは、それらの調査資料の分析結果の一部を報告することにしたい。

関東大震災が社会をどう変えたのかという問題は一般には、震災前1910年代後半から20年代前半のいわゆる大正デモクラシーの自由闊達な雰囲気や震災をきっかけに戦争の昭和期へ突き進むきっかけとなったと捉えられている。つまり、社会の自由度は大幅に失われ、国民が一致団結してある種画一的なナショナリズムにまとめ上げられていく契機となったとされている。

確かに結果としてその後の歴史はそのことを証明しているものの、そこに至る歴史の試行錯誤、あるいは人々の時代とのせめぎ合いを関東大震災の過程で見ていく仕事が多分になされているとはどうしても思えない。ここでは、上記震災関係資料リストのうちにあった震災4年後調査の『東京市町内会概要』（東京市役所、1927年）やその他の関連資料に基づいて、関東大震災前後の社会調査からみえる町内会の変貌を軸に、それらのことを考えることにしたい。

2 バラックと町会

これは（写真1）、震災時に建てられたバラックの入居者たちがその提供主に対して贈った感謝状を束ねた資料である。バラック提供者は三井財閥の三井家当主男爵三井八朗右衛門、感謝状を書いたのは麻布区今井町の三井本邸内、及びその周辺に建てられたバラック入居者たちである。因みに、この感謝状には画家が描く邸内のバラックの情景が掲げられている（写真2）。このバラックは、震災直後三井各社が内務省に寄贈し東京市が管理する公設バラックの一環に組み入れられる条件下で9月中旬に開設されたものであった。もっとも、この今井町三井家バラックと称される周辺5箇所のバラックは三井家の直営に掛かる点が同時期に三井から寄贈された他の20カ所のバラックとは異なる。

さて、このバラック入居者に感謝状を書くように慫慂したのは今井町町会の役員たちであり、感謝状を束ねた4冊の各冊最初には町会役員の名前が署名、捺印されている。

今井町町会について、東京市役所が行った町会に関する調査記録を追うと、麻布区に以下のような興味深い記述が見られる。

- ①「今井町々会 一四三 大正十二年十月七日設立届出」
（出典『町内会規約要領』162頁（東京市役所、1924年10月）
- ②「今井町々会 一五九 大正十二年十月七日設立届出」
（出典『改版 町内会規約要領』176頁（東京市役所、1925年10月）
- ③「今井町々会 一五九 今井町三四 鹿島利左平」
（出典『東京市著書事業概要』14頁（東京市役所、1927年3月）



写真1「大正震災今井町邸内バラック避難者感謝状」外箱と4帖（三井文庫、北1544）

以上の摘記からわかることを付け加えると、この町会は元来町内有志の集まりであったが、今井町町会は三井家バラック開設後に町会の発足届けが出されていること、会長は少なくとも発足時から5カ年は同一人物が務めていたこと、会員は震災2年後に至る間に1割強の増加を見るに至っていることなどである。三井邸バラックにどの程度関与したか詳細は不明だが、興味深いのは、三井家はバラック撤収時に残留していた入居者を別の施設への収容を町会に委託し、その運営費が町会会費に繰り入れていたとされていたことである（『麻布区史』1941年）。恐らくは、町内会がバラック管理に果たした役割が三井家から評価された結果なのであろう。

3 町内社会&町内会体制

東京市の町内会は震災前の1917年357、1923年920、1932年2313、1933年3061と増加の一途を辿る。「町会は戦争とか大震火災のような非常変災に際して、急激に其の数を増加し、其の機能を拡充して行く現象…町会こそ非常変災の際になくてはならぬもの」として行政が設置に力を傾け3000を超える組織となった。1940年段階ではその名称に町名、地名を冠して、任意団体の色彩を消去し行政の末端組織として整備統合され、戦争遂行への末端組織に組み入れられていくことは周知の事実である（『東京市の町内会』2頁、東京市役所、1940年1月）。この結果、戦後、町内会組織はGHQの勧告によって1947年1月廃止に至る。しかし、これで歴史から消え去ったわけではなく、講和条約後は公然と復活することについて、社会学者は「町内会の意外なほどの根強さ」と評している（玉野和志『東京のローカル・コミュニティある町物語 1900～80』51頁、東大出版会、2005年）。

こうした歴史過程を足早に見てくると、町内会組織はひたすら戦時に果たしたイデオロギー的側面の役割のみが際立つ。しかし、江戸時代武家町であった牛込南町に居住した穂積重遠の語る震災前の行き来のない町内住民のあり方から震災を経験した後には「町内」らしい住民の相和するまとまりの出来上がる経緯は説得力に満ちていて（前掲『町内会規約要領』5頁）、人が集まり暮らすなかでの町内社会の自然なまとまりの必然性は否定できない。

町内会と関東大震災については、すでに中村八朗「防災組織としての町内会」（『都市問題』74巻11号、1983年）で、震災以来今日に至るまでの紆余曲折の歴史を辿りつつも、町内会を防災組織として評価すべきという主張もあり、片や地域コミュニティの必要性が叫ばれ始めた1980～90年代には、本来、コミュニティは集団主義ではなく、個々人が理想によって手を結ぶ社会であって単なる地域共同体とは違うとして、かつての町内会の復活を懸念する意見も強く出されている（佐藤文明『あなたの「町内会」総点検』緑風出版1994年）。関東大震災から何を学ぶか、わたしたち自身の考え方が問われていると思うのである。



写真2 「大正震災今井町邸内バラック避難者感謝状」所収 村上委山描く邸内のバラック（三井文庫、北1544）

東京都慰霊堂保管・関東大震災関係資料 神奈川大学非文字資料研究センター第2次調査

本調査は2006年度第1次慰霊堂保管写真類調査に引き続いて、写真類以外の冊子類、印刷物などを対象とした第2次資料調査の報告である。

以下に調査の目的、経過を述べ、調査資料の整理および資料リストに関する凡例を記す。

目的：関東大震災の犠牲者の冥福を祈念して1930年に竣工した震災記念堂（1951年に戦災の犠牲者も合祀、東京都慰霊堂と名称変更）および1931年に竣工した復興記念館に所蔵されている震災復興記念の展示品、および関連資料の調査を行い、関東大震災に関する研究全般のより活性化、本格化を目指すものである。

先行調査：1991～93年、(株)トリガーグループ・ブレインファーム社（以下、BF社と略記）が東京都の委託を受け、東京都慰霊堂、復興記念館に保管、あるいは展示されている震災・戦災関係資料類を調査し、報告書を作成している。また、2006年には、神奈川大学21世紀プログラム「環境に刻印された景観の変容」の調査グループ（北原系子担当）と東京大学文学研究科文化資源学科木下直之教授および大学院学生、同大社会学研究科佐藤健二教授の協力を得て、写真類のみに関する調査を行った。

なお、BF社が行なった調査の概要は以下の通りである。この調査では、収蔵庫の全ての資料について、戦災と震災の種別分け、カテゴリー別の資料分類、写真撮影を行い、収蔵物調査カード・収蔵物リストを作成し、カテゴリー別にポリケースに収納して保管した。しかし、資料の個別調査は行なわれておらず、資料名や数量はおおまかな把握にとどまっていた。

本調査：今回の調査では、上記BF社による調査ですでに大まかにケースごとに分類された資料類のうち、陶器、焼失物品、大型ポスター、屋外展示の震災焼失物品などを除き、関東大震災関係の書籍、印刷物、簿冊、証明書類などのポリケース収納資料を対象とし、資料の分類、個別情報をリストアップすることを目的とした。

調査方法：資料をデジタルカメラで撮影し、そのデジタルデータに基づいて、資料の表紙、目次、刊記などがある場合にはそれらを含めたデジタルデータに対応する表形式（エクセルファイル）のリストを作成した。リスト上の項目を、ケース、番号、資料名、年月日、外部資料・内部資料の別、備考などに分類し、目録を作成した。

なお、本調査は、神奈川大学非文字資料センターの関東大震災データベースの作成を担当するグループ（北原系子、田中傑、高野宏康）が2008年11月～2009年1月にかけて行い、資料目録の作成は高野宏康が担当した。

2009年2月6日

東京都慰霊堂保管・関東大震災関係未公開資料リスト

凡 例

- ・この資料リストは、東京都慰霊堂収蔵庫に保管されている資料を、1992～93年にブレインファーム社が行った調査時に分類・収納されたポリケースの番号順にリスト化したものである。欠番は、今回の調査対象外の資料（下記参照）、もしくは調査時に所在不明だったものである。
- ・戦災資料および、2006年COE調査時に整理した写真資料（ケース番号15～19）、大型資料（展示パネル、物質資料など）は、対象外とした。ただし、震災資料ケースに混入していた一部の戦災資料については記載した。
- ・資料種別として、公刊資料（書籍、雑誌、新聞、パンフレット、写真帖、絵画）と、内部資料（帳簿・各種証明書、ノート・メモ類、写真帖、手紙・書簡、写真帖、絵画、図面）、その他、の項目を設けた。
- ・大型の封筒もしくは綴り帳にまとめられている資料・図面については、主要なもののみを記載した。
- ・資料名は、タイトルが書かれているものについてはそのまま記載し、書かれていないものについては、資料内容に応じて作成者が（ ）内に記載した。
- ・資料の年代が特定できるものについては、西暦表記で年月日を記載し、不明確である場合には？をつけた。
- ・関連資料や付属資料は、資料番号を同一とし、枝番号を付け、資料名の前に※をつけた。
- ・個人情報が問題となると思われる部分は削除した。

東京都慰霊堂保管・関東大震災関係未公開資料リスト

ケース番号	資料番号	枝番	資料名	年月日	発行主体	宛先	公刊資料							内部資料					その他	備考		
							書籍	雑誌	写真帖	新聞	パンフレット	絵画類(印刷物)	帳簿・各種証明書類	ノート・メモ	手紙・書簡	写真帖	絵画類(手描)	図面				
1	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																6冊あり
1	2		(名簿票)			東京震災記念事業協会																多数あり
2	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																5冊あり
3	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																6冊あり
4	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																6冊あり
5	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																6冊あり
6	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																6冊あり
7	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																6冊あり
8	1		会員名簿			東京震災記念事業協会																4冊あり
9	1		(新聞)								○											多数あり
10	1		(新聞)								○											東京朝日新聞縮刷版(1923年9月)など多数あり
11	1		(英字新聞)								○											
12	1		(新聞)								○											ビニールシートのみ
13	1		(新聞)								○											ビニールシートのみ
14	1		(新聞)								○											東京朝日新聞ほか多数
14	2		(ポスター) 起て六百萬 護れ帝都 連合防空演習			東京市																○ 戦災資料
20	1		(新聞)								○											ビニールシートのみ
21	1		写真綴(被害) 自五〇〇〇至五〇六九			復興記念館																○
21	2		台帳 写真(被害)																			○
21	3		写真台帳 救済 復興			復興記念館																○
21	4		帝都復興完成式典 並復興帝都御巡幸写真帖	1930	3	31	復興局															○
21	5		震災の思ひ出					○														
21	6		(写真帖)																			○
21	7		新旧対照 関東大震災記念	1924	3	1	木戸正榮 大成社															
21	8		東京震災記念写真集																			
21	9		(写真帖)																			○
21	10		(アルバム)																			○
21	11		(大判写真 避難民)																			○ 大判写真
21	12		(大判写真 避難民)																			○ 大判写真
21	13		(大判写真 避難民)																			○ 大判写真
21	14		(大判写真 西郷像)																			○ 大判写真
22	1		感謝状	1923	9	6	市内東地区警備隊司令部															○
22	2		(肖像画)																			○
22	3		(掛軸)大正十二年九月一日 震災の記念品																			○
22	4		飯倉青年団大震災事業報告	1923	11		飯倉青年団	○														
22	5		分骨名簿 本所区之部	1924	1	1																○
22	6		参考品(図書類ヲ除ク)目録	1940			通信博物館	○														○
22	7		焼骨分配名簿 No.3																			○
22	8		震災記念物寄附申込書				東京震災記念事業協会															○
22	9		御下賜金及内外各地方震災救援調査	1930	2		東京市役所文書課	○														○
22	10		復興関係書類				東京震災記念事業協会															○
22	11		震災記念物品受付台帳	1927	4		東京震災記念事業協会															○
22	12		復興展覧会出品物保管台帳	1929			東京震災記念事業協会															○
22	13		遺骨分配名簿	1923	9		東京震災記念事業協会 遺骨係															○
22	14		分骨名簿 本所区之部																			○
22	15		大正十四年一月起之納骨場分骨控				本所被服廠跡公園課出張所															○
22	16		分骨名簿 時間外																			○
22	17		市内各区死亡場所及各区死亡者判明名簿				公園課															○
22	18		式辞	1930	9	1	東京市長 永田秀次郎															○
22	19		祝辞				内閣総理大臣 浜口雄幸															○
22	20		祝辞				東京府知事 平塚廣義															○
22	21		祭文				内務大臣 鈴木喜三郎															○
22	22		祝辞				内務大臣 望月圭介															○

ケース番号	資料番号	枝番	資料名	年月日	発行主体	宛先	公刊資料							内部資料					その他	備考			
							書籍	雑誌	写真帖	新聞	パンフレット	絵画類(印刷物)	帳簿・各種証明書類	ノート・メモ	手紙・書簡	写真帖	絵画類(手描)	図面					
22	23		祝辞			東京震災記念事業協会 会長 永田秀次郎																○	
22	24		祝辞			遺族代表 磯部尚																	○
22	25		祝辞	1930	10	1	外務大臣 男爵 幣原喜重郎																○
22	26		祝辞				東京市会議長 伯爵 柳澤保恵																○
22	27		恩賜																				○
22	28		(掛軸)																				○
22	29		感謝状	1926	3	1	東京市長 中村是公																○
22	30		(感謝状)マツダ助成会	1925	10	11	マツダ助成会会長 立川 龍																○
22	31		(震災記念堂 大東京百名所認定書)	1932	10	1	時事新報社																○
22	32		祝辞				内務大臣 安達謙蔵																○
22	33		祝辞				東京市長 西久保弘道																○
22	34		恩賜	1925	10	29	宮内省																○
22	35		工事報告	1924	9	1	東京府知事 宇佐美勝夫																○
22	36		祝辞				東京商工会議所会頭 藤田謙一																○
22	37		祝辞	1924	9	1	東京府会議長 赤塚五郎																○
22	38		(祝辞)	1924	9	1	内閣総理大臣 加藤高明																○
22	39		目録	1930	9	1	東京震災記念事業協会会長代理理事 牛塚虎太郎																○
22	40		祝辞	1931	8	18	東京震災記念事業協会会長代理理事 牛塚虎太郎																○
22	41		(祝辞)震災記念堂				東京華商會執監委員会																○
22	42		(奉献状:震災記念堂置物)	1931	9	1	東京震災記念事業協会会長 永田秀次郎																○
22	43		(帝都復興事業について)	1924	4	21	東京市政調査会会長 後藤新平																○
22	44		(土地区画整理事業関連書贈呈)	1924	8		東京市政調査会 専務理事 松本幹一																○
22	45		(寄附状)	1905	4	1	伊藤辰治																○
22	46	1	(箱)																				○
22	46	2	※(箱)奉納御納経																				○
22	46	3	※奉納 四国 西国 秩父 阪東 各御霊場巡礼納経																				○
22	47	1	(封筒)東京市 本所区 石原町				千葉県市川市真間町 小澤西一																○
22	47	2	※恩賜																				○
22	47	3	※表彰状	1922	11	20	東京商工会議所 会頭 藤山雷太																○
22	47	4	※(コイン)																				○
22	47	5	※(奉献状:震災記念堂置物)	1931	9	2	宮内大臣 一木喜徳郎																○
22	47	6	※(封筒)				中央大学臨時相談部																○
22	47	7	※謹告				東京府知事 宇佐美勝夫																○
22	48		(箱:巻物)																				○
23	1		東京震災記念事業協会設立趣意書				東京震災記念事業協会																○
23	2		(絵画:復興宝船)																				○
23	3		(絵画:芋類の絵)	1924	9	1																	○
23	4		(絵画:仏面)				鳥尻是空																○

ケース番号	資料番号	枝番	資料名	年月日	発行主体	宛先	公刊資料						内部資料				その他	備考		
							書籍	雑誌	写真帖	新聞	パンフレット	絵画類(印刷物)	帳簿・各種証明書類	ノート・メモ	手紙・書簡	写真帖			絵画類(手描)	図面
37	20		非災第2号			非常災害事務総務部														
37	21		(封筒)被服麻跡 震災記念 供養塔建設費喜捨袋	1923	9	7	震災記念供養塔建設協賛会												○	7枚あり
37	22		報告に併せ依頼				震災記念供養塔建設協賛会													托鉢、勸募帳並に喜捨袋について2枚あり
37	23		(寄附金募集)	1926	3		仏教連合会													各宗派代表12名の名前記載
37	24		勸募に就て御承知仰ぎ置きたき事ども	1926	3	15	震災記念供養塔建設協賛会													
37	25		(ポスター)被服麻跡供養堂建立大勸進	1926	3		東京府内各宗寺院												○	
37	26		(封筒)震災記念館	1926	3	16	日本水道衛生工事株式会社東京支店												○	金属製プレート在中
37	27		指定寸法一覧表				製鉄所販売部													
37	28		震災記念堂置物並記念章 受領書綴																	
37	29		(封筒)				大竹忠													中身なし
37	30		(封筒)				上野公園東京科学博物館													中身なし
37	31		(葉書)																	16枚あり
37	32		(案内状)	1942	10															
37	33		(賞与通知)				東洋汽船株式会社美洋丸通信士 松澤義治													
37	34		(関東震災二十周年)	1943	8	4	安房国 小湊山													
37	35		(御札)南無日蓮大菩薩鎮座攷	1924	8	31														
37	36		東京都復興記念館 戦災関係資料仮目録書																	
37	37		(文集)大正十二年度 震災記念綴方 第一学年男組																	○
37	38		領収証 金一萬也			1	25													
37	39		(目録)関東大震災参考品目録																	
37	40	1	震災復興記念館寄附品出申込書	1931	7	9	薄井藤蔵													
37	40	2	※(図面)震災復興記念館	1930	9															○
37	41	1	工事竣工報告書	1930	4	17	東京市土木局建築課													
37	41	2	※設計書 震災復興記念館新築工事				東京市土木局建築課													○
37	42		寄附画整理表	1925	8	12	東京震災記念事業協会													
37	43		(往復葉書返信)																	
37	44		(封筒)昭和二年度収支関係書 自昭和二年四月至昭和二年九月	1927			東京震災記念事業協会													
37	45		(封筒)六月中収支関係書	1927			東京震災記念事業協会													
37	46		(封筒)七月中収支関係書	1927			東京震災記念事業協会													
37	47	1	(封筒)記念堂事務所 加藤様																	
37	47	2	※東京震災記念堂電燈照明器具設備工事電燈照明器具図案																	○
37	48		報知新聞号外	1931	11	19	報知新聞社													
37	49		震災記念写真集調製ノ件	1928	3		紙と印刷 土生井喜太郎													
37	50		東京大震災火災記念堂内陳列物募集	1927	5		東京震災記念事業協会													
37	51		震災復興記念館資料寄贈出品申込書	1931	7	9	薄井藤蔵													
37	52	1	(封筒)																	
37	52	2	※震災記念堂新築工事第三回検査調書	1931	4	6														
37	52	3	※震災記念堂新築工事第二回検査調書	1931	3	14														
37	52	4	※支出科目 昭和五年度臨時部 震災復興記念館費工事費建築費 金拾壹万五千円也				東京震災記念事業協会													
37	52		収支調書及現在資金調書一覽之件	1929	10	3	東京震災記念事業協会													
37	53		支部収入計算簿																	
37	54		(封筒)昭和四年十二月分収支調書				東京震災記念事業協会													
37	55		収支調書及現在資金調書一覽之件	1930	1	22														
37	56		帝都の復興を祝して 関屋敏子独唱会 日本歌謡とイタリアオペラ																	○

ケース番号	資料番号	枝番	資料名	年月日	発行主体	宛先	公刊資料						内部資料				その他	備考		
							書籍	雑誌	写真帖	新聞	パンフレット	絵画類(印刷物)	帳簿・各種証明書類	ノート・メモ	手紙・書簡	写真帖			絵画類(手描)	図面
37	57	1	(封筒)震災記念資料及帝都復興展覧会																	封筒内に多数資料あり
37	57	2	※帝都復興展覧会出品報告書				帝都復興展覧会準備委員会													帝都復興展覧会出品物総括表 東京市陳列室(一階)見取図 帝都復興展覧会出品物事項別分類 封筒内に多数資料あり
37	58	1	(封筒)作成仕様書入																	
37	58	2	※震災記念館新築工事変更設計仕様書																	
37	59	1	(封筒)昭和四年五月中 収支調書及現在資金				東京震災記念事業協会													封筒内に多数資料あり
37	59	2	※東京震災記念堂一部第三回試作物當直當工事竣功並二精算報告書	1928	4	5	建築部庶務部													
37	60		(封筒)褒賞条例関係書類																	封筒内に多数資料あり
37	61	1	(封筒)青陽社伝票其他																	封筒内に多数資料あり
37	61	2	※納品書			8	31	青陽社												
37	62	1	(封筒)震災死亡者調査関係書類				東京震災記念事業協会													封筒内に多数資料あり
37	62	2	※昭和二年六月三十日現在 組合員名簿	1927			東京紙商同業組合													
37	63	1	(封筒)昭和四年五月 理事会議案	1929	5		東京震災記念事業協会													封筒内に多数資料あり
37	63	2	※震災記念事業協会沿革	1929	5	29	東京震災記念事業協会													
37	64	1	(封筒)																	
37	64	2	※動物掛																	
37	65		児童生活 第二巻第四号	1929			財団法人日本児童遊園協会													
37	66		大鳥の旅	1930	5	24	緑の会													
37	67	1	(封筒)昭和五年一月中収支綴				東京震災記念事業協会													封筒内に多数資料あり
37	67	2	※収支調書及現在資金調書一覽之件	1930	2	2	東京震災記念事業協会													
37	68		(封筒)昭和二年四月中収支関係書				東京震災記念事業協会													
37	69	1	(封筒)伝達寄付台帳目録ほか																	封筒内に多数資料あり
37	69	2	※昭和六年度寄付台帳目録綴																	封筒内に多数資料あり
37	70	1	(封筒)震災復興記念館陳列ケース仕様書類																	封筒内に多数資料あり
37	70	2	※震災復興記念館銅製陳列ケース工事																	
37	71		(封筒)仕様書其他原稿書類入																	封筒内に多数資料あり
37	72	1	(封筒)秘 往復文書 三月				東京震災記念事業協会													封筒内に多数資料あり
37	72	2	※秘 往復書類 現場				東京震災記念事業協会													
37	72	3	※東京震災記念堂建築工事費調書				東京震災記念事業協会													
37	72	4	※電気工事概算書類				東京震災記念事業協会													
37	72	5	※東京震災記念堂電燈工事ノ内残工事概算調書				東京震災記念事業協会													
37	73		仮図工事書類一件				東京震災記念事業協会													
37	74		震災記念堂事務所新築設計仕様書				東京震災記念事業協会													
37	75		(納骨堂建設勸募の件)																	
37	76	1	(震災十八周年記念祭礼状)	1941	8	27	市民局長 前田賢次													寄附者名一覽あり
37	76	2	※震災記念祭当日事務分担				東京震災記念事業協会													
37	77		議事日程																	
37	77	2	※震災復興記念館建設二關スル件																	
37	77	3	※震災復興記念館建設計画案																	
37	78	1	(封筒)贈呈 始政四十周年記念 台湾博覧会				台湾博覧会協賛会													封筒内に資料あり
37	78	2	※始政四十周年記念台湾博覧会概要				台湾博覧会事務局													
37	78	3	※要覽				満洲資源館													
37	78	4	※始政四十周年記念台湾博覧会会場案内				台湾博覧会事務局													
37	78	5	※満洲と日本	1935																
37	79		(封筒)東京都江東区本所 震災記念館事務所御中	1927																封筒内に資料あり
37	80		関東大震災記	1923			東京朝日新聞社													
37	81		請求書綴	1926	10	1	東京震災記念事業協会													
37	82		寄付金送付簿(被)	1924	9															
37	83		(封筒)帝都復興祭関係連準備書	1930																封筒内に資料あり
37	84		東京震災記念事業協会御中 御返事	1930	3	9	田代二見													
38	1	1	(封筒)昭和三年一月 収支調書	1928																封筒内に多数資料あり
38	1	2	※大正十五年拾月期 郵便切手向はがき受払簿	1926			東京震災記念事業協会													
38	1	3	※復興記念館出品目録	1931	8															仮陳列目録
38	1	4	※収支帳簿及現在資金調書一覽件	1928	2		東京震災記念事業協会													
38	1	5	※寄付金収入ノ件	1928	1	10	東京震災記念事業協会													
38	2	1	(封筒)昭和四年度六月中 収支調書 現在資金調書 在中	1929	6		東京震災記念事業協会													封筒内に多数資料あり

2008年度神奈川大学日本常民文化研究所
非文字資料研究センター
第3回公開研究会

震災復興と文化変容 ―関東大震災後の横浜・東京―

発行日

2009年3月10日

編集・発行

神奈川大学日本常民文化研究所

非文字資料研究センター

221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1

TEL 045-481-5661 FAX 045-491-0659

印刷 有限会社シュープ rint Printed in Japan

©神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター 2009 非売品
著作権者の文書による許諾がないかぎり、法律が認める場合を除き、
本書の全部もしくは一部を複製すること、あるいは送信公開することを禁じます。

